

事業紹介

その他



# 令和6年度 品川区商店街助成事業

## 1. 装飾灯維持管理費補助事業 受付終了

商店街が保有する装飾灯の電気代等の維持管理に要する経費の一部を補助します。  
※補助基準額は、令和5年度に引き続き令和6年度も下記のとおり(同額)です。

### 補助の基準額 (令和6年度)

装飾灯 13,440円 / 本 アーチ 26,880円 / 基 アーケード内電灯 3,000円 / 本

## 2. 商店街にぎわい創出事業 受付終了

### 申請回数の上限 (1)イベント事業、(2)にぎわい事業

【原則】 **年度内2回以内**

《例1》 イベント事業1回 + にぎわい事業1回

《例2》 イベント事業2回

【特例】 他の商店街と共同で開催する「**共催イベント事業**」に限り、  
**更に1回申請できます。**

**※商店街が経費を負担しない、名義のみの共催はできません。**

### (1) イベント事業

商店街が自ら企画し実施するイベント事業を支援します。  
自らの街区内において、連続する期間に実施する必要があります。  
(セールのみは、助成対象になりません)

<助成額> 上限300万円 (助成率3分の2)

### (2) にぎわい事業

商店街が年間を通して継続的に実施する販売促進事業等を支援します。

<助成額> 上限300万円 (助成率2分の1)

### 上記(2)の実施回数下限

事業の実施回数は「**年度内に6回以上**」となるよう計画してください。

**※基準回数を満たさない場合、次年度における申請があっても交付決定を見送らせていただく場合があります。**

### (3) 若手・女性支援事業

商店街の若手・女性グループが小規模なイベント事業（総事業費 100 万円以下）を実施する場合、助成率を拡充して支援します。

<助成額> 上限88.8万円（助成率9分の8）

#### 【申請要件】

- ・若手…年度末年齢 49 歳以下であること
- ・下記①～④の要件をすべて満たすグループであること
  - ①商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の若手又は女性で構成されていること
  - ②若手又は女性が構成員の過半数を超えること
  - ③若手又は女性がグループの代表者となること
  - ④構成員の過半数及び代表者が商店街役員となるグループでないこと

※構成員は、イベントの企画および実行を担うメンバーとしてください。

※商店街の若手・女性グループの構成員については、構成員名簿で確認します。

※他の商店街若手・女性グループとの共催事業は不可

#### 【申請回数の上限】

1 商店街につき、年度内 1 回まで

※申請にあたっては、事前に商店街支援係までご連絡ください。

### (4) 組織活力向上支援事業

商店街振興組合等の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、「イベント事業」に新たに「組織活力向上支援事業」を設け、法人化している商店街が行うイベントを支援します。

<助成額> 上限825万円（助成率12分の11）

#### 【申請要件】

商店街振興組合又は事業協同組合が実施するイベントであること

**※他の商店街との共催不可**

#### 【申請回数の上限】

1 商店街につき、年度内 1 回まで

※申請にあたっては、事前に商店街支援係までご連絡ください。

### (5) 女性活躍推進事業

女性の商店街活動への参画を促すため、新たに「女性活躍推進事業」を設け、商店街等の女性グループが実施する「イベント事業」（年1回）及び「活性化事業」を支援します。

<助成額> 上限91万6千円（助成率12分の11）

#### 【申請要件】

商店街関係者およびその同居する親族（生計同一）である5名以上の女性で構成されているグループが実施するイベントであること

※ 構成員は、イベントの企画および実行を担うメンバーとしてください。

※ 商店街の女性グループの構成員については、構成員名簿で確認します。

※ 複数の商店街で共催実施する場合、商店街ごとに女性グループの要件を充たす必要があります。女性が5名未満の商店街との共催は不可

※ 共催事業は、女性活躍推進事業同士で共催してください。一方の商店街が女性活躍推進事業、もう一方が通常のイベント事業として共催することはできません。

#### 【申請回数の上限】

1 商店街につき、年度内 1 回まで（通常のイベント+1 回利用可能）

※ 活性化事業については、申請回数の制限はありません。

※ 申請にあたっては、事前に商店街支援係までご連絡ください。

### 3. 地域力向上事業 受付終了

地域社会の中で商店街が主体となって住民生活を支えるための活動を行う際の費用について助成します。

<助成額> 上限40万円（助成率3分の2）

<申請回数の上限> 1商店街につき、年度内2事業まで

<助成対象事業>

- ① 地域見守り活動事業（地域パトロールやお年寄りなどの訪問活動）
- ② 地域清掃事業（街区内外での定期的ごみ拾い活動）
- ③ 交通マナー向上事業（ポスターの掲示、交通教室など地域の交通マナー向上活動）

<感染症対策事業について>

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、「感染症対策事業」は終了しました。

#### 4. 商店街活性化推進事業 受付終了

装飾灯等の施設整備、IT機能強化、顧客利便機能強化、コミュニティ機能強化、組織力強化のための事業等を支援します。

具体例については、別紙「商店街助成事業希望調査票」の例示1.(1)~(7)をご覧ください。

##### <助成額一覧>

事業名	助成率	商店街負担率	上限額
組織力強化支援事業・多言語対応事業・キャッシュレス対応事業以外	2/3	1/3	1億円 ※任意商店街については 上限2,000万円
組織力強化支援事業	11/12	1/12	3,142.9万円
多言語対応事業	5/6	1/6	833.3万円
キャッシュレス対応事業	5/6	1/6	8,333.3万円 ※任意商店街については 上限1,666.6万円
女性活躍推進事業	11/12	1/12	91.6万円

#### 5. 商店街街路灯等緊急改修事業 受付中

倒壊の危険性がある等、緊急を要する装飾灯・アーチ等の小規模改修事業に対し助成します。申請は随時受け付けします。

<助成額> 上限100万円(助成率2分の1)

#### 6. イベント・活性化特別支援事業 受付終了

自己資金を十分に確保することが難しく、補助事業を活用したくても実施に踏み切れない商店街が、防災や環境などの当該商店街に相応しいテーマを掲げて実施するイベント事業と活性化事業を特別に支援します。

<助成額> 上限88.8万円(助成率9分の8)

##### 申請要件

- ① 総事業費100万円以下
- ② 前年度に都の助成金を受けていないこと(区を通じて受領した助成金を含む)
- ③ 申請年度に都の助成金を含む他の事業(イベント、地域連携型、活性化等)を実施しない(予定含む)こと  
(区単独事業 にぎわい事業、ホリデー・トレーニング事業等との併用は可)
- ④ イベント事業・活性化事業 各々1回まで実施可
- ⑤ 本事業のみで申請要件を満たす商店街同士の共催実施は可

## 7. 地域連携型商店街事業 受付終了

商店街と地域団体(町会・自治会、NPO 等)とで実行委員会を組織し、その実行委員会や実行委員会の構成員たる商店街・NPO 等で地域の活性化に向けて行う取り組みを支援します。

### (1) 実行委員会が行う事業

#### イベント事業

##### <助成額>

(新規) 上限800万円(助成率5分の4)

※新規…「商店街が地域団体等と新たに連携して行う事業」★1

または「新たな要素を含んだ取組を行う事業」★2

(継続) 上限666.6万円(助成率3分の2)

※前年度以前に本事業に同内容で申請をしている場合、原則「継続事業」で支援

★1「商店街が地域団体等と新たに連携して行う事業」とは…

- ①商店街等と地域団体が初めて連携して事業を実施する場合
- ②商店街等以外の過半以上の構成員を変更して事業を実施する場合

★2「新たな要素を含んだ取組を行う事業」とは…

新たなターゲットの地域への取り込みなど、新たな展開を図るため商店街が地域と共に企画検討して取り組む事業であり、イベントの中に新たな要素を追加している場合とする。

(例)

- ・ステージイベントに加えて若者の集客を目的としたスタンプラリーを新たに開催
- ・賑わい創出につながる目的スペースを新たに設置、子供が遊べるプレイエリアを新たに設置(遊具の設置)
- ・スタンプラリーのデジタル化など、コンテンツの一部を新たにデジタル化(周知のみをデジタル化するものを除く)

※なお、以下の内容は「新たな要素を含んだ取組を行う事業」とはみなさない。

- ・前年度に行った催しごとを、規模を拡充して実施  
(例)ステージイベントの出演団体数を 10 団体から 20 団体に増加
- ・前年度に行った催しごとを、イベント会場を拡充して実施  
(例)パレードイベントを前年度より場所を広げて開催)
- ・2年前以前に行ったイベントと同じ内容のイベントを実施

#### 活性化事業(施設・設備の整備事業は対象外)

※実行委員会及びその構成員の取り組み内容を記した計画を策定する必要があります。

<助成額> 上限2億円(助成率5分の4)

## (2) 実行委員会等の構成員である商店街・NPO等が行う事業

### 活性化事業

※実行委員会及びその構成員の取り組み内容を記した計画を策定する必要があります。

※補助限度額内で複数年に分けての申請が可能(3年以内)

<助成額>上限2億円(助成率5分の4)

## 8. 政策課題対応型商店街事業【東京都事業】

受付終了

環境、防災対策、治安など東京都の緊急かつ重要な政策課題に連携協力して実施する商店街の取り組みを支援します。助成対象事業等詳細は、別紙東京都資料「東京都政策課題対応型商店街事業」または東京都産業労働局のホームページをご覧ください。

<助成額>上限1億2,000万円(助成率は事業内容により異なる)

※品川区の上乗せ助成は実施しません。また、「再生可能エネルギー・省エネルギー推進事業」についても、東京都単独【助成率4/5】になります。

## 9. 地域の観光需要対応支援事業【令和6年度限定】

受付終了

インバウンド需要が回復基調にあり、2025年には世界陸上など国際イベントも控える中、商店街がこうした観光需要に対応した取組を行う場合の支援を実施します。

### 【補助対象事業】

- ①商店街が実施する取組
- ②商店街の連合会、商工会、商工会連合会および商工会議所が実施する取組
- ③商店街、商店街連合会、商工会、商工会連合会および商工会議所が連携して実施する取組

### 【補助対象経費】補助事業の取組を行うために必要な経費(以下、例示)

イベント実施、広報・情報発信・PR、旅行者受入機運の醸成に向けた取組、マップ・ガイドブック作成、多言語HP作成、案内表示・サイン設置 など

※施設・設備(街路灯や来街者用トイレ等)の整備及び改修に係る経費等は補助対象外

### 【支援期間】2年間(令和6年度から令和7年度まで)

※単年度毎に交付決定・実績報告が必要

### 【助成率及び助成限度額】

	助成率	商店街負担	助成限度額
対象事業①	5/6	1/6	1・2年目 各2千500万円
対象事業②および③	5/6	1/6	1・2年目 各3千750万円

### 【交付決定】令和6年7月頃

※申請状況などを踏まえて、受付期間を変更する可能性があります。

## 10. ホリデー・トレーニング事業 受付中

商店街の集客力の向上を図るイベント事業を支援します(セールのみ)の事業については、助成対象になりません)。年度途中の申請が可能ですが、必ず事業の1ヶ月前までに申請する必要があります。

※予算枠に限りがあります。先着順での受付となりますのでご注意ください。

### <助成額>

- ① 通常枠 上限20万円(助成率3分の2)
- ② 特別枠 上限27万5千円(助成率12分の11)

### <特別枠の適用について>

ア) 市街地再開発事業や道路拡幅工事などの施工等により、加盟店舗が移転または廃業したために加盟店舗総数または会費収入の減少を余儀なくされた商店街

※申請時に、再開発事業等の対象地域に含まれていたことを示す書類や、会員数・会費収入の減少等を示す一覧を提出

イ) 特段の事情により、対象商店街として認める必要があると区長が認めた商店街

### ①②共通

申請回数の上限 年度内2回以内となります。

事業費の下限 10万円

## 11. 商店街情報発信事業 受付中

商店街で実施する情報発信を支援します。

年度途中の申請が可能ですが、必ず事業の1ヶ月前までに申請する必要があります。

※予算枠に限りがあります。先着順での受付となりますのでご注意ください。

### (1) 情報発信事業

紙媒体(パンフレット・マップ・リーフレット・案内板等)で日本語を使用してPRをする場合、媒体製作経費の一部を助成します。

<助成額> 上限15万円(助成率2分の1)

### (2) 情報発信事業【多言語・IT特化型】

日本語以外の言語を使用してPRする場合、またホームページ等電子媒体によりPRする場合、媒体製作経費の一部を助成します。

<助成額> 上限20万円(助成率3分の2)

申請回数の上限 年度内2回以内となります。

事業費の下限 10万円 ※(2)のみ

## 12. 商店街ブランド開発支援事業 受付中

個店グループが、商店街のブランド力向上を目的として、新たに共同開発する制作物やその周知等にかかる経費を助成します。

<助成対象者>商店街加盟店または区内共通商品券取扱店で構成された個店グループ

<助成額> ① 商店街加盟店のみのグループ

上限66.6万円（助成率3分の2）

② ①以外のグループ

上限50万円（助成率2分の1）

※申請回数の上限 年度内1回のみ

※申請にあたっては、事前に商店街支援係までご相談ください。

## 13. 新規法人化支援 受付終了

東京都の商店街法人化支援の一環として、新たに法人化した商店街（振興組合等）については、イベント事業や活性化事業等について優遇措置があります。

対象事業	内容	平成26年度以降の優遇措置 (新たに法人化した商店街のみ)	
イベント事業	回数の上限	年度内 <u>3回以内</u>	3年度限定
	助成率	<u>6分の5以内</u>	
活性化推進事業	助成上限額	<u>1億2,500万円</u>	1年度限定

※次年度に活用を希望される場合は、「令和7年度商店街助成事業希望調査票」を令和6年7月31日(水)までにご提出ください。

## 14. 商店街企業連携推進事業 要相談

民間企業が有する技術やノウハウ、人材を活かした最長3年間の商店街活性化プランを作成し、その事業費のうち企業が2分の1以上を負担し、残り商店街負担分の5分の4を助成します。

<助成額>上限400万円(助成率5分の4)



